

「外国人医療受診サポート業務（新体制）」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）2月24日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局国際部国際課多文化共生推進担当係 電話（011）211-2032

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

外国人医療受診サポート業務（新体制）

(2) 業務内容

本市の外国籍市民数は、令和8年1月1日時点で23,881人と過去最多を更新し、国籍も在留資格も様々な外国人が地域の一員として生活している。

外国人は、言葉や文化、生活習慣等の違いから日常生活に不便不安を抱えがちであるが、特に医療の分野については、「日本の医療制度や病院のかかり方がわからない」、「医師や看護師などと言葉が通じずコミュニケーションがとれない」といった深刻な問題が生じている。

一方、医療機関側においても、外国人患者の受入体制の整備を進めている病院は一部にあるものの、言葉が通じない外国人患者への対応に苦慮している状況にある。

上記の背景を踏まえ、本市では令和2年度に本事業を開始し、外国人患者から医療機関への予約・問合せの通訳支援、受診時の電話通訳の提供、同行通訳の派遣調整を一体的に行うことで、支援体制の構築に努めてきた。しかしながら、利用件数の増加に伴う経費の増大に加え、これまで同行通訳を担ってきたボランティア団体の人材不足が深刻化するなど、現在の運用には課題も生じている。

本業務は、こうした課題に対応し、より持続的な体制を構築するため、映像通訳を導入する等の新たな事業体制へ移行し、外国人が将来にわたって安心して医療サービスを受けられる環境を整えるものである。なお、詳細は業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和11年3月31日（土）まで

3 参加資格

(1) 日本国内に事業所を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「(大分類)一般サービス業」に登録されている者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている

期間中でないこと。

#### 4 参加意向申出書等の提出方法等

##### (1) 提出方法

郵送又は持参

##### (2) 提出期間

令和8年2月24日(火)～令和8年3月18日(水)正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。最終日を除き、受付時間は8時45分～17時15分までとする。

##### (3) 提出先

上記1のとおり

#### 5 提案説明書の交付方法

令和8年2月24日(火)から総務局国際部ホームページにて公開する。

#### 6 選定方法

##### (1) 一次審査

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が5者以下の場合には省略する場合がある。

##### (2) 最終審査(ヒアリング)

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

#### 7 その他

##### (1) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者。

イ 提案説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者。

ウ 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者。

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者。

オ 審査の公平性を害する行為を行った者。

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者。

##### (2) その他詳細は提案説明書による。